

四半期報告書

(第42期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

株式会社ナナ才

石川県白山市下柏野町153番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	13
(2) 四半期連結損益計算書	15
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成20年8月12日
【四半期会計期間】	第42期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社ナナオ
【英訳名】	EIZO NANA O CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・経理担当 経理部長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076 (275) 4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務・経理担当 経理部長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 当第1四半期連結累計(会計)期間	第41期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	16,719	89,307
経常利益 (百万円)	629	8,497
四半期(当期)純利益 (百万円)	178	4,433
純資産額 (百万円)	54,342	55,487
総資産額 (百万円)	73,348	74,540
1株当たり純資産額 (円)	2,434.55	2,441.13
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.89	195.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	74.1	74.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,001	7,579
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30	△8,368
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,906	△1,774
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	9,266	13,108
従業員数 (人)	1,436	1,389

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	1,436 [312]
----------	-------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 臨時従業員数 (契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員) は、[] に当第1四半期連結会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数 (人)	758 [130]
----------	-----------

- (注) 1. 従業員数には役員は含めておりません。
2. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。
3. 臨時従業員数 (契約社員、嘱託社員、パートタイマー、派遣社員) は、[] に当第1四半期会計期間における臨時従業員数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)
コンピュータ用モニター	12,292
アミューズメント用モニター	4,223
その他	499
合計	17,015

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注高及び受注残高を品目別に示すと、次のとおりであります。なお、コンピュータ用モニター及びその他は見込生産を行っております。

品目	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
アミューズメント用モニター	7,095	4,694

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 受注生産を行っていた一部の「その他」の製品については、当第1四半期連結会計期間で受注生産を終了しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	金額(百万円)
コンピュータ用モニター	11,546
アミューズメント用モニター	3,298
その他	1,874
合計	16,719

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	金額(百万円)	総販売実績に対する割合(%)
株式会社ジェイ・ティ	4,196	25.1
AVNET Technology Solutions GmbH	2,822	16.9

2. 上表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、原油及び原材料価格の高騰や米国経済減速の影響により企業収益が減少し、個人消費や設備投資が力強さを欠くなど、景気の足踏み状態が続く展開となりました。

当社が属するモニター関連市場は、ワイド化が進展する一方、より使用領域や用途に合わせた利用スタイルの多様化の傾向が引き続き見られました。ワイドモニター市場も、国内外のメーカーによる競争が激化し、一層厳しくなっております。このような状況下、医療市場向けモニターでは、国内外とも順調に推移しました。一方、アミューズメント用モニターは新機種投入の端境期であったため、低調に推移しました。この結果、全体の売上高については、16,719百万円となりました。

内訳につきましては、コンピュータ用モニターの売上高は、11,546百万円となりました。これは主に、グラフィックス用モニターはハイアマチュア層向けの製品を中心に好調に推移したこと、医療市場向けモニターについては、海外では昨年11月より事業を開始したEIZO GmbHの医療診断装置用モニターの売上が寄与したことに加え、国内では診療報酬制度の改定によるフィルムレス化の流れが加速し、医用画像読影用モニターの販売が好調だったことによります。

アミューズメント用モニターの売上高は、上記の状況により、3,298百万円となりました。その他の売上高は、保守契約などのサービス売上が好調であったこと等により1,874百万円となりました。

利益面については、経常利益は629百万円、四半期純利益は178百万円となりました。減益の主な要因はアミューズメント用モニターの売上高の減少によるものであります。

また、当第1四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

日本

国内は、医療市場やグラフィックス市場向けの特定用途向けモニターが好調でしたが、アミューズメント用モニターが新機種投入の端境期であったため、売上高は14,753百万円となりました。利益面では、主にアミューズメント用モニターの売上高減少に伴う減益等により、営業利益は1,343百万円となりました。

欧州

欧州は、昨年11月より事業を開始したEIZO GmbHの医療診断装置用モニターの売上が寄与したことに加え、医用画像読影用モニターやグラフィックス市場向けの特定用途向けモニターが好調であったことにより売上高は2,900百万円となりましたが、利益面については、のれんの償却や固定費の増加により営業損失336百万円となりました。

北米

北米は、特定用途向けモニターの販売が伸長したこと等により、売上高は850百万円、営業利益は54百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、税引前・減価償却前四半期純利益が1,135百万円(税金等調整前四半期純利益+減価償却費)となりましたが、運転資金の増加(売上債権、たな卸資産及び仕入債務の増減額)、法人税等の支払等により、営業活動で使用したキャッシュは2,001百万円となりました。また、有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還(純額)により、資金を獲得したものの、有形及び無形固定資産の設備投資を行ったため、投資活動で使用したキャッシュは30百万円となりました。この結果、営業活動で獲得したキャッシュから投資活動の使用額を差し引いたフリー・キャッシュ・フローは2,031百万円の使用となりました。

また、配当金の支払及び自己株式の取得により、財務活動で使用したキャッシュは1,906百万円となりました。

この結果、前連結会計年度末に比べて現金及び現金同等物は3,841百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末には9,266百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動で使用したキャッシュは2,001百万円となりました。これは主に税引前・減価償却前四半期純利益1,135百万円を計上しましたが、運転資金が1,062百万円増加したこと及び法人税等の支払額2,163百万円を使用したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動で使用したキャッシュは30百万円となりました。これは主に有価証券及び投資有価証券の取得、売却及び償還により299百万円(純額)を獲得しましたが、有形及び無形固定資産の取得により332百万円を使用したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払額909百万円を使用したこと、及び自己株式の取得により996百万円を使用したことにより、財務活動で使用したキャッシュは1,906百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株主の大量取得行為への対応方針を導入しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

つきましては、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付(以下「大規模買付行為」といいます。)に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為に関する一定の合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること、及び当社のステークホルダー(株主・取引先・社員・地域)との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。

当社は昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場やアミューズメント市場、医療・グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。平成19年2月には新たな事業領域として航空管制市場に参入し、また、医療市場向け事業における当社の商品力・サービス力を飛躍的に向上させるため、モダリティ分野・手術室分野・内視鏡分野について十分なノウハウや技術を有する独シーメンス社の医療市場向けモニター事業を、平成19年10月31日付けでドイツ連邦共和国内の100%出資子会社EIZO GmbHを通じて譲受けました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が発揮できる周辺事業を育成することにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

今後当社が一層成長し、企業価値を高めていくために必要とする主要な経営資源・施策は次のとおりであります。これらの経営資源は当社が永年培ってきたもので、競争力の源泉ですが、一層の進化・深化を平成18年度を初年度とする第二次中期経営計画(平成18年1月31日策定、3ヵ年計画)の遂行の中で実現し、会社をさらに強固にしていく考えです。

- イ. 顧客ニーズ及び品質と人間工学を徹底的に追求した最先端の製品を提供
- ロ. 機構設計、ASIC開発設計、画像処理等のハード技術、ファームウェア、システムソフトウェア等のソフト技術、環境適合や信頼性評価等の周辺技術の深化
- ハ. 各製品間で開発、調達、生産、販売、品質管理の全てにおいてシナジーをとった事業プラットフォームを形成
- ニ. 資材調達先や国内外の代理店等の販売先をはじめとする取引先との長期的パートナーシップによる安定的なビジネスの推進

株主還元につきましては、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題のひとつと考えており、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としてまいりました。今後も、事業拡大のための設備や研究開発投資等に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様へ利益の還元を行ってまいります。

株主への還元率(総還元性向)は、連結当期純利益の30%以上を目標水準とし、それを達成すべく収益基盤の強化に努力してまいります。

上記取組みは、当社グループの価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、上記①で述べた会社支配に関する基本方針に沿うものと考えます。

- ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成18年4月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「原対応方針」といいます。)の導入を決定し、同日付の当社プレスリリースで公表し、同年7月7日開催の当社取締役会において、平成18年6月21日開催の当社第39回定時株主総会で選任された、社外取締役1名を含む当社取締役7名の全員の賛成により、平成19年7月31日までの原対応方針の継続を決定しました。

その後、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、平成19年6月21日開催の当社第40回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、原対応方針に代わる新たな当社株式の大量取得行為への対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を決定し、本対応方針は当該当社第40回定時株主総会において原案どおり承認可決されました。本対応方針の概要は以下のとおりです。

「当社株式の大量取得行為への対応方針」(本対応方針)の概要

イ. 本対応方針の内容

a. 意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する前に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出するものとします。

b. 必要情報の提供

当社は、a.の意向表明書を受領後10営業日以内に、提案された大規模買付行為の内容について当社株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために必要となる情報(以下「必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。大規模買付者は、同リストに基づいて必要情報を提出するものとします。

<必要情報の一般例>

- ・大規模買付者及びそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的及び内容
- ・当社株式の取得対価の算定根拠及び取得に係る取引及び取得資本の裏付け
- ・当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画等
- ・当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員と当社との関係に関し、買付後に予定する変更の有無及びその内容

*必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。

c. 必要情報の開示

大規模買付行為の提案があった事実、及びb.により提供された必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

d. 取締役会の評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、評価期間として、60日以内の必要な期間をとり、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。当該評価期間は評価の難易度に応じて設定しますが、後述ロ.c.に記載の独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて最大90日間まで延長できるものとします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を株主の皆様へ提示することもあります。

e. 大規模買付行為の開始

大規模買付行為は、当社取締役会の評価期間経過後にのみ開始されるものとします。

ロ. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととします。但し、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社株主の皆様への利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。なお、当社取締役会は、このような方策を取ることの適否について、後述c.の独立委員会に必ず諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措

置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。この大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否か及び対抗措置を発動すべきか否かの検討及び判断については、当社取締役会は、外部の有識者などの助言を得ながら後述c.の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会決議をもって決定することといたします。対抗措置の具体的内容は、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。なお、具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行する場合は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

c. 独立委員会について

本対応方針において、(i)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、(ii)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か、及び(iii)対抗措置を発動すべきか否か、の判断にあたっては、その客観性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会は、社外取締役・社外監査役・弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等の中から選任される計3名の独立委員で構成されます。

当社取締役会は上記(i)、(ii)、(iii)を判断するに際しては、独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとしたします。

ハ. 株主・投資家に与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様への利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、大規模買付者の動向にはご注意ください。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

対抗措置発動によって、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的に対抗措置を取ることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

④ 上記取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

イ. 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

当社取締役会は、上記②の取組みが、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係に基づくものであり、企業価値ひいては株主価値の向上に資するものであると考えます。その結果、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される大規模買付者が現れる危険性は低減し、基本方針に沿う結果となると考えます。また、上記②の取組みが当社の企業価値ひいては株主価値向上を目的とするものですから、当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

ロ. 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

さらに本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

また、本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動時などに取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。このことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、1,235百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

(5) 流動性及び資金の源泉について

当社グループは研究開発体制の充実・強化、事業活動全体の業務改革の推進及び生産効率化や環境規制への対応を目的に設備投資を行っており、将来も必要な設備投資には積極的に実施する予定であり、これらの設備資金の需要が発生いたします。また、設備資金を除く当社の主な資金需要は、売上高増加に伴う運転資金や新製品の開発に係る研究開発費の増加、M&Aによる買収資金等であります。

当該資金需要については、営業活動で生み出されたキャッシュ・フローで賄える範囲であると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の状況に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	22,731,160	22,731,160	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	22,731,160	—	4,425	—	4,313

(5)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から、平成20年4月17日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年4月15日現在で1,144千株を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、実質所有株式数の確認ができません。

なお、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社	東京都港区白金1丁目17番3号	1,144	5.04

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,726,800	227,268	—
単元未満株式	普通株式 3,360	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	—	—
総株主の議決権	—	227,268	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ナナオ	石川県白山市下柏野町153番地	1,000	—	1,000	0.0
計	—	1,000	—	1,000	0.0

(注) 1. 会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく取締役会決議により、平成20年5月15日から平成20年6月4日にかけて自己株式の買付を行い、普通株式408,900株を取得しております。
2. 会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求により、平成20年4月1日から平成20年6月30日において、普通株式18株を取得しております。
3. 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、409,929株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	2,050	2,605	2,610
最低(円)	1,881	2,025	2,230

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長 最高財務責任者	代表取締役副社長	田邊 農	平成20年8月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,266	6,311
受取手形及び売掛金	13,887	12,083
有価証券	4,497	8,392
製品	5,699	4,848
原材料	9,309	8,832
仕掛品	2,258	2,002
その他	2,528	3,157
貸倒引当金	△84	△63
流動資産合計	44,362	45,565
固定資産		
有形固定資産	※ 11,348	※ 11,443
無形固定資産		
のれん	4,560	4,406
その他	1,079	1,143
無形固定資産合計	5,639	5,549
投資その他の資産		
投資有価証券	11,236	11,260
その他	1,194	1,152
貸倒引当金	△432	△431
投資その他の資産合計	11,998	11,981
固定資産合計	28,985	28,974
資産合計	73,348	74,540
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,384	7,378
未払法人税等	103	2,265
賞与引当金	479	1,179
役員賞与引当金	23	95
ソフトウェア受注損失引当金	100	100
製品保証引当金	1,149	1,162
その他	3,949	3,142
流動負債合計	15,189	15,322
固定負債		
退職給付引当金	1,926	1,883
役員退職慰労引当金	105	105
リサイクル費用引当金	822	785
その他	961	956
固定負債合計	3,816	3,729
負債合計	19,006	19,052

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	42,873	43,604
自己株式	△999	△2
株主資本合計	50,613	52,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,467	3,362
為替換算調整勘定	261	△216
評価・換算差額等合計	3,728	3,145
純資産合計	54,342	55,487
負債純資産合計	73,348	74,540

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	16,719
売上原価	12,577
売上総利益	4,142
販売費及び一般管理費	※ 3,742
営業利益	400
営業外収益	
受取利息	23
受取配当金	95
為替差益	111
その他	10
営業外収益合計	241
営業外費用	
売上割引	12
その他	0
営業外費用合計	13
経常利益	629
特別損失	
固定資産除却損	2
特別損失合計	2
税金等調整前四半期純利益	626
法人税、住民税及び事業税	66
法人税等調整額	382
法人税等合計	448
四半期純利益	178

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	626
減価償却費	508
のれん償却額	118
引当金の増減額 (△は減少)	△706
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,659
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,547
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,145
その他	558
小計	44
利息及び配当金の受取額	118
法人税等の支払額	△2,163
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形及び無形固定資産の取得による支出	△332
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△999
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,298
その他	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△996
配当金の支払額	△909
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,906
現金及び現金同等物に係る換算差額	96
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,841
現金及び現金同等物の期首残高	13,108
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 9,266

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>製品・仕掛品については、従来、主として総平均法による原価法、原材料については主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、製品・仕掛品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、原材料については主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算 定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。</p>
たな卸資産の評価方法	<p>当第1四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10年としておりましたが、当第1四半期連結会計期間より7年に変更しました。 この変更は、法人税法の改正を契機として利用状況等を見直したことによるものであります。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ24百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、11,395百万円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、11,031百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。	
給与、賞与及び諸手当	813百万円
賞与引当金繰入額	125
研究開発費	1,106

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	6,266百万円
有価証券	3,000
<hr/> 現金及び現金同等物	<hr/> 9,266

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当第1四半期連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式	
普通株式	22,731,160
自己株式	
普通株式	409,929

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	909百万円	40円	平成20年3月31日	平成20年6月5日	利益剰余金

(2) 基準日が第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売を主たる事業としており、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計に占める当該事業の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を行っておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	14,753	2,900	850	18,504	△1,784	16,719
営業利益 (△は損失)	1,343	△336	54	1,061	△661	400

(注) 1. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 欧州：ドイツ、スイス、スウェーデン
- (2) 北米：アメリカ合衆国

2. 追加情報

「追加情報」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より当社及び国内連結子会社の機械装置の耐用年数を変更しております。これにより、「日本」の営業費用は24百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	欧州	北米	その他	計
I 海外売上高(百万円)	6,279	820	667	7,767
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	16,719
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	37.6	4.9	4.0	46.5

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 欧州……ドイツ、イギリス、スイス、スウェーデン等
- (2) 北米……アメリカ合衆国、カナダ
- (3) その他…香港、台湾、シンガポール、大韓民国等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

有価証券は事業の運営における重要性が低いため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 2,434円55銭	1株当たり純資産額 2,441円13銭

2. 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 7円89銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益金額(百万円)	178
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	178
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,565

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成20年5月23日開催の取締役会において、剰余金の配当(期末)に関し、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 剰余金の配当(期末)による配当の総額 | 909百万円 |
| (2) 1株当たりの金額 | 40円 |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年6月5日 |

(注) 平成20年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

株式会社ナナオ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 修己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナナオの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナナオ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。